

### 基準 3. 経営・管理と財務

#### 3-1 経営の規律と誠実性

##### 《3-1 の視点》

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

##### (1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

##### (2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- ① 「学校法人帝京大学寄附行為」第 3 条において、「この法人は教育基本法及び学校教育法に従い、私立学校を設置し、建学の精神に基づいた教育を行い、有為な人材を育成することを目的とする。」と定め、この目的を達成するために本学を設置している。
- ② 本学の目的を達成するため、法人及び大学それぞれの運営組織が果たすべき役割を明確にし、有機的な関係を築き、効率的な運営ができるようにしている。
  - i. 法人の管理運営については、「学校法人帝京大学寄附行為」に定められ、法人の業務は理事会で決定される。
  - ii. 大学の管理運営については、「帝京大学学則」、「帝京大学大学院学則」、「学校法人帝京大学教授会規程」等に定められている。
- ③ 平成 24(2012)年度開設の教育学部など、ほぼ毎年度学部・学科等の設置申請または届出を行っているが、大学設置基準等の法令は遵守している。また、既存の学部・学科等の運営及び質保証に関する法令も全て遵守している。
- ④ 本学は職務の執行の公正さに対して疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、校務に対する信頼を確保することを目的として「学校法人帝京大学教職員倫理規程」を作成している。また、以下の規程を定め法令遵守と社会的責任の達成に努めている。
  - i. 「学校法人帝京大学公益通報者保護規程」  
教職員等からの組織的または個人的な法令違反等に関する相談または通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって、コンプライアンス経営の強化に資することを目的として定めている。
  - ii. 「学校法人帝京大学個人情報保護規程」  
保有する個人情報の適正な取扱いを図るために定めている。
  - iii. 「学校法人帝京大学セクシュアル・ハラスメント防止規程」  
セクハラ防止のための措置及びセクハラに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関して定めている。
  - iv. 「学校法人帝京大学アカデミック・ハラスメント防止規程」  
教育・研究の場において、優越的地位あるいは有利な立場にある者が、その地位や立場を利用して、より下位あるいは不利な立場の者に対し、相手方の意に反し

た教育・研究上不適切な言動・指導等を行い、その指導等を受ける者の研究意欲、教育・研究環境を著しく悪化させることをアカデミック・ハラスメントと定義し、この防止のための措置及び問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関して定めている。

また、本学における人間を対象とした医学研究及び医療行為に関する倫理性を審議するため、本学板橋キャンパスに帝京大学倫理委員会を設置している。そこで、人間を対象とした医学研究の倫理的妥当性や科学的合理性、医療行為の倫理的妥当性、治験審査委員会から付託された事例などを審議している。

平成 17(2005)年 3 月には個人情報保護法施行に先立ち、教職員を対象とした全学的なガイダンスを実施するなど周知徹底を図っており、さらに「学校法人帝京大学個人情報保護方針」を学内掲示板、各事務室内及びホームページに掲出し、受験生に対しては、入学試験要項に「個人情報の取扱いについて」を掲載し、適切な運営を行っている。

なお、セクシュアル・ハラスメントについては、「学校法人帝京大学セクシュアル・ハラスメント防止規程」に基づき、教職員及び関係者には周知徹底を図り、在学生に対しては、各キャンパスの配布物への掲載やガイダンスを通じて、発生した場合には学生相談室等に相談するよう指導しており、適切な運営を行っている。

- ⑤ 環境保全の一環として、エネルギー使用量の把握・周知と合わせて、省エネルギー実施計画の策定並びに消灯励行、電灯の間引き点灯及び空調の温度適正管理等の指導・啓発を実施している。設備面では、照明の LED 化や人感センサー及び雨水のトイレ洗浄水利用システム等の導入により、エネルギー使用量の削減に努めている。
- ⑥ 本学では危険及び事故の防止のための措置、並びに事故が発生した場合に適切に対応するための措置を定めるため、「学校法人帝京大学危機管理規程」を作成している。この規程の中では想定されるリスクとして以下のものを挙げている。

- ・火災に関すること
- ・危険性物質の管理に関すること
- ・盗難に関すること
- ・ハラスメント行為に関すること
- ・その他緊急事態に関すること
- ・地震等災害に関すること
- ・車両事故に関すること
- ・テロリズム他、暴力行為に関すること
- ・個人情報の管理に関すること

そして、それぞれのリスクに適切に対応するための措置として、危険性物質を扱う施設ごとに規程を定めるなど、想定されるリスクに対する規程・マニュアルを整備している。

- ⑦ 情報の公表については、学校教育法施行規則に定められた項目は全てホームページにて公表しており、これに加えて学部・学科別の退学者数の推移、専任教員の学部、研究科ごとの年齢別・男女別の構成及び地域社会や企業等で共同に行っている活動等も公表している。

財務情報は学校法人のホームページ及び本学季刊誌へ掲載し、一般に公開している。また、財務情報の公開に係る学内規程を整備している。

財務情報の公開にあたっては、前年度とデータを比較しているほか、主要な財務比率を他大学の平均値と比較することにより平易に説明している。

また、利害関係者からの請求に基づいて閲覧に供する資料を、私立学校法の定めに従って配備している。主な利害関係者が本学の学生およびその保護者であることを意識し、特に本学の財務基盤が安定している点を容易に理解頂くために、ポイントをわかりやすく示すように心掛けている。

### (3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後も大学を取り巻く社会の変化に対応するよう適宜規程を改定していくとともに、教職員・学生等に対して周知徹底のための PR 活動を充実させたい。

防災訓練では今後も様々な内容を取り入れながら、不測の事態に備えるようにしたい。また講習会などによって、リスクを防ぐための意識の向上も図っていききたい。

## 3-2 理事会の機能

### 《3-2 の視点》

#### 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

##### (1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

##### (2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

理事会は、「学校法人帝京大学寄附行為」第 11 条第 3 項において、「学校法人の業務を決し、理事の職務の遂行を監督する。」と定めている。

理事の選任条項として、同寄附行為第 6 条で、次の各号の者と定めている。

- i. 帝京大学の学長
- ii. 帝京大学の副学長、学部長、短期大学の学長のうちから理事会において選任した者 2 人
- iii. 評議員のうちから理事会において選任した者 3 人
- iv. 学識経験者のうちから理事会において選任した者 1 人

理事会は上記 7 人の理事と 2 人の監事から成り、それぞれの理事、監事は学校法人の管理運営に必要な知識と経験のある人望厚い人物である。教授会の意向が適切に反映されるような工夫として、第 6 条第 1 号、第 2 号には現職学長、副学長が選任されるようになっており、現状としては第 2 号に医療系、薬学系担当副学長が就任している。また、同条第 3 号で選任されている理事に各々医療系、文系、理工系教授経験役員、同条第 4 号で選出された理事に財務面に精通した外部実務経験者が就任し、機動的かつ戦略的な意思決定を行う体制となっている。

### (3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

大学を取り巻く環境に即応し、学生の要望や大学に求められる社会のニーズの多様化に応えていく上では、理事長及び学長の果たすべき職務が重要になっていく。したがって、理事長・理事会と学長等の役職者・教授会・教員・事務職員との連携がこれまで以上に円滑に行われるよう配慮していく。

### 3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

#### 《3-3の視点》

#### 3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

#### 3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

##### (1) 3-3の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

##### (2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学長の職務内容は、「学校法人帝京大学教員組織規程」において、「校務を掌握し、教職員を統督する。」と規定し、大学の意思決定における権限と責任は学長が有している。

また、「学校法人帝京大学学内事務稟議決裁規程」において、「管理職が主管業務のうち自己の権限をこえる事項及び重要な事項の実施」については、学長の決裁を受けることとしている。

そして、各学部・学科の教授会における審議事項は学長に報告される。

加えて、「学校法人帝京大学委員会規程」において、各種委員会の審議の結論は理事長または学長に報告することを義務付けており、学内情報が集約されることによって、リーダーシップを発揮しやすい体制になっている。

##### (3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

今後も大学を取り巻く社会の変化に即応できるように、意思決定と業務執行が迅速に実施できる体制を維持・発展させていきたい。

### 3-4 コミュニケーションとガバナンス

#### 《3-4の視点》

#### 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

#### 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

#### 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

##### (1) 3-4の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

##### (2) 3-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 大学及びその設置者の管理運営体制については、「寄附行為」、「学則」、「教授会規程」等により整備され、適切に機能している。

- i. 本学の法人組織は、理事 7 人、監事 2 人の役員を置き、学校法人を代表してその業務を総理する理事長、業務及び財産の状況等の監査機関としての監事及び諮問機関としての評議員会からなる。平成 18(2006)年 11 月 1 日より、1 人の常勤監事を置いている。

- ii. 大学の管理運営体制は、教授会、各種委員会等からなり、重要な機能を果たしている。(あ) 本学の管理のあり方、(い) 校地校舎等施設設備の整備及び利用、(う) 学部学科、その他重要な施設の設置及び改廃、(え) 学生の定員、(お) 研究費の配分等予算の運用方針、(か) 産・官・学による教育、研究の協力、(き) その他本学の管理運営に関する重要事項について審議している。
- ② 法人の管理運営に関わる役員、評議員及び大学の管理運営に関わる役職者の選任については、それぞれ規程で明示している。
- i. 法人の管理運営に関わる役員については、「寄附行為」において役員等の選考、採用に関する規程を設けている。
  - ii. 大学の管理運営に関わる役職者の選任については、「学長等選任規則」「副学長選任規則」「学部長選任規則」「学科長選任規則」により学長、副学長、学部長、学科長を選任している。
- ③ 管理部門としての理事会・理事長は、学校維持運営に関わる基本事項、財政・人事計画、学校設置者としての施設その他施設管理等について審議決定し執行している。
- ④ 教学部門としての教授会・学長は、主として、授業計画の作成と実施、課外活動・学生支援、研究活動等大学における教育研究活動全般について審議し執行している。
- ⑤ 管理部門と教学部門については、このように区分されるが、審議事項等については重複しているため、管理部門の理事長・理事会と教学部門の学長・教授会については相互に意見交換、相互チェックを行う。特に現在、理事長が学長を兼ねており、理事、評議員には教職員が多数含まれており、法人部門と大学の管理運営部門の連絡調整は良好に行われている。なお、法人の理事または事務局長は必要に応じ教授会に出席し意見を述べるができることとなっている。
- ⑥ 監事監査の充実を図るための取り組みとして、本部事務部は月次で監事との定例ミーティングを開催し、直近の学内トピックスや本部各課の抱えている課題等に関して監事へ報告している。なお、この定例ミーティングには非常勤監事も毎回出席している。

### (3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学では現在、理事長が学長を兼ねており、理事、評議員には教職員が多数含まれていることから、管理部門と教学部門の連携が適切になされているので、今後も引き続き維持・継続していく。

## 3-5 業務執行体制の機能性

### 《3-5 の視点》

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

#### (1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

## (2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

事務組織については変化の激しい時代ニーズに対応すべく、組織の統廃合及び適正な人員の見直しを適宜行い、学生サービスならびに患者サービスに即した組織作りを行っている。

職員の適正配置数は大学全体の方針の中で組織ごとに決められており、毎年度見直しを行っている。また、年度の途中であっても業務の必要性に応じ、弾力的に適正配置数の見直しを行うことができる。なお、現在板橋キャンパスリニューアル工事をを行っているが、この業務はプロジェクトチームを設立し、従来の業務との兼務はせず専任スタッフで業務を行っている。

なお、専任職員のみでは増大する業務に対応しきれない場合は、非常勤職員、派遣職員をそれぞれの業務に応じて配置し、学生、患者へのサービスの質を維持している。

本学の研修は、平成 6(1994)年度までは各部署において独自に実施されていた。しかし、平成 7(1995)年度以降は人事課主催による研修制度を導入し、「事務職員研修規程」に基づき実施している。

現在、平成 20(2008)年 1 月から人事評価が各人の昇給に反映実施されたことに鑑み、評価者研修に力を注いでいる。特に、評価者の評価基準が公平に実施されるよう、「事務職員勤務評定評価項目一覧表」に基づき、事例研究を取り入れた研修を実施している。

他に、本学の研修の特徴として、研修内容は各グループによるディスカッション及び発表を中心として行い、聴講型の研修ではなく参加型研修を基本としている。なお、講師は研修内容により、外部講師あるいは内部講師で行っている。

また、外部の文部科学省や日本私立大学協会及び各種団体等が開催している研修には、本学で関係する部署の職員が積極的に参加し、職責上必要な知識の習得を行っている。

平成 23(2011)年度より職員の能力開発および自己啓発を推進することを目的に、「資格取得支援規程」を新たに作成した。

この規程はあらかじめ本学で定められた資格を取得すると 1 資格につき最高 50,000 円を補助する制度であり、平成 23(2011)年度においては 4 人の職員がこの制度を活用した。

## (3) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

事務組織については、大学に対する社会のニーズの多様化に 대응していくために、各課を超えた横断的な組織運営が行われていかなければならない。そのため本学では、数年前から一部のキャンパスにおいてはリーダー制を導入して業務を行っており、全体として組織がより機能的に運営されるよう改善していく。

今後の研修のあり方については、人事制度と同様、常に時代ニーズに応じた職員を養成すべく、そのため、プログラムの内容も社会の変化に対応し得るものとした。

また、今後も外部の各種団体等が行っている研修に積極的に参加し、職員の資質向上を図る必要があり、職員の資質向上が組織全体の向上に繋がるようにしていく。

### 3-6 財務基盤と収支

#### 《3-6の視点》

#### 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

#### 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

##### (1) 3-6の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

##### (2) 3-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- ① 学生生徒等納付金収入、事業収入（医療収入ほか）が何れも毎年コンスタントに増加。その結果、帰属収入は毎年増加を続けている。
- ② 医学部附属病院の新棟建設（平成 21(2009)年 5 月移転）や医学部・医療技術学部・薬学部の新校舎建設（平成 24(2012)年 4 月開校）など、教育設備充実のための大型投資を実施している中で、帰属収支差額は平成 22(2010)年度+171 億円、平成 23(2011)年度+136 億円と黒字を維持し、収支の均衡を保っている。
- ③ 運用資金は本部へ集約し、内規に基づいて保守的に運用されている。デリバティブ商品等によるハイリスク・ハイリターンな投資は過去を含め行っていない。

##### (3) 3-6の改善・向上方策（将来計画）

今後も大規模な設備投資が順次計画されており、中長期の資金計画管理が重要と考えている。

### 3-7 会計

#### 《3-7の視点》

#### 3-7-① 会計処理の適正な実施

#### 3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

##### (1) 3-7の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

##### (2) 3-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- ① 主要な財務関係データを時系列比較して分析するだけでなく、日本私立学校振興・共済事業団の統計資料を活用して偏差値を算出するなど、財務分析の高度化に努めている。
- ② 学生生徒等納付金収入と並んで学校法人収入全体の 4 割以上を占める医療収入の重要性を踏まえ、病院会計準則に基づく 3 病院の決算書を試行的に作成し、病院の収支を一般医療法人と比較できるようにした。病院会計準則に基づく決算書を作成している私立医科系大学はまだ少ないが、大多数を占める一般の医療法人と同じ基準で財務諸表を作成することの重要性を認識し、先行実施している。
- ③ 各キャンパス・事業所への往査やリスクベースのテーマ監査を実施して、内部監査の充実を図っている。また、月次で監事とミーティングを行って問題意識を共有してい

るほか、監事や監査法人と合同で監査を実施するなどして、監査の充実と効率化を図っている。

**(3) 3-7 の改善・向上方策（将来計画）**

- ① 本学が優先して強化・改善すべき分野を明確化するために、日本私立学校振興・共済事業団の統計資料や病院会計準則に基づく決算書等のツールを有効活用していく。
- ② 内部統制や内部監査の機能充実により、業務の有効性や効率性を一層高めていく。

**[基準3の自己評価]**

法人及び学校の管理運営のための規程を整備し、必要の都度更新をして大学設置基準をはじめとする各種法令の遵守に努めている。

理事会、教授会、各種委員会等が法人及び学校の管理運営に重要な機能を果たしつつも、理事長・学長に必要な情報が集約し、意思決定と業務執行が迅速に行われている。

事務組織を毎年柔軟に見直しているほか、必要に応じて案件ごとのプロジェクトチームを組成するなど、クロスファンクショナルな組織運営を目指している。

職員の能力強化に向けて、学内外の研修を受講する機会を設けているほか、費用補助により自己啓発を奨励している。

経済環境悪化や少子化など、外部環境が厳しい中にあっても帰属収支のバランスをとって運用し、高い自己資金構成比率（平成 23(2011)年度 94.1%）を維持しており、財政基盤は充実している。

監事、監査法人、内部監査が相互に連携し、ガバナンスや財務報告に係る内部統制チェックの充実を図っている。